

# 返金してもらはずが逆に送金していた！？ 「〇〇ペイで返金します」と言われたら 詐欺を疑いましょう

## 〈相談事例〉

ネット広告から商品を注文。後日、指定された個人口座に代金を振り込んだが、業者から、「今商品が欠品しているので返金する」と連絡があった。銀行振込で返金してほしいとお願いしたが、「銀行振込での返金はいできない」として、決済アプリで返金手続きを行うと言われ、怪しいと思い電話を切った。  
(70歳代 女性)

## 〈アドバイス〉

- 商品の代金を銀行振込しているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うのは極めて不自然です。
- 「〇〇ペイで返金します」と言われたら**詐欺**を疑い、相手の指示に従ってスマートフォン等を操作しないようにしましょう。
- 不安に思った場合は、消費生活センターや警察等に相談しましょう。



|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 | ☎861-0999 |
| 小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】      | ☎582-4500 |
| 小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】        | ☎951-3610 |
| 八幡西相談窓口【八幡西区役所3F】        | ☎641-9782 |

※戸畑、門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

**消費者ホットライン☎188(いやや)**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん